

## 神奈川県立図書館組織規則

昭和 59 年3月 31 日

教育委員会規則第4号

改正 昭和 60 年3月 30 日教育委員会規則第7号 平成2年3月 31 日教育委員会規則第8号  
平成2年9月 21 日教育委員会規則第 16 号 平成5年 10 月 19 日教育委員会規則第 10 号  
平成7年3月 31 日教育委員会規則第6号 平成 10 年3月 31 日教育委員会規則第7号  
平成 13 年3月 30 日教育委員会規則第5号 平成 17 年3月 29 日教育委員会規則第 19 号  
平成 18 年3月 31 日教育委員会規則第 14 号 平成 22 年3月 30 日教育委員会規則第 11 号

神奈川県立図書館組織規則をここに公布する。

神奈川県立図書館組織規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 県立図書館(第2条～第 14 条)

第3章 県立川崎図書館(第 15 条～第 22 条)

第4章 雑則(第 22 条の2・第 23 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 県立図書館

(部及び課の設置)

第2条 神奈川県立図書館に、次の部及び課を置く。

管理課

企画サービス部

企画協力課

調査閲覧課

地域情報課

資料部

図書課

情報整備課

(管理課の事務)

第3条 管理課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 公印に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (3) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (4) 人事に関する事。
- (5) 財産の管理及び館内の取締りに関する事。
- (6) 図書館業務の企画、調整及び広報に関する事。
- (7) 電気、機械等の施設の保全に関する事。
- (8) 施設及び設備の整備に関する事。
- (9) 予算の経理に関する事。
- (10) 物品の調達及び処分に関する事。
- (11) その他他課の主管に属しない事。

第4条及び第5条 削除

(企画協力課の事務)

第6条 企画協力課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書館事業の総合的企画、調整及び広報に関する事。
- (2) 市町村立の図書館等に対する指導、助言、連絡調整等に関する事。
- (3) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室(以下「他の図書館等」という。)との連絡及び協力(他課の主管に属するものを除く。)並びに図書館において利用に供する図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類する資料(以下「図書資料」という。)の相互利用に関する事。
- (4) 視聴覚教育施設及び他の図書館等との視聴覚教育に係る連絡及び協力に関する事。
- (5) 研修会、資料展示会等の企画及び実施に関する事(他課の主管に属するものを除く。)
- (6) 電子計算組織の運営及び利用の調整に関する事。
- (7) その他部内他課の主管に属しない事。

(調査閲覧課の事務)

第7条 調査閲覧課においては、次の事務(地域情報課の主管に属するものを除く。)を分掌する。

- (1) 図書資料並びに視聴覚教育のための資料(以下「視聴覚資料」という。)及び機材(以下「視聴覚機材」という。)の館内利用及び館外貸出しに関する事。
- (2) 図書資料、視聴覚資料及び視聴覚機材に係る調査研究及び相談に関する事。
- (3) 図書資料の複写に関する事。
- (4) 視聴覚資料及び視聴覚機材の相互利用に関する事。
- (5) 図書資料、視聴覚資料及び視聴覚機材についての相談サービス、閲覧等に係る研修会、資料展示会等の企画及び実施に関する事。

(地域情報課の事務)

第8条 地域情報課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書資料のうち、神奈川の地域研究に資する図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類する資料(以下この条において「地域資料」という。)及び雑誌、新聞その他これらに類する刊行物(以下「新聞雑誌類」という。)の館内利用及び館外貸出しに関する事。
- (2) 地域資料及び新聞雑誌類に係る調査研究及び相談に関する事。
- (3) 地域資料及び新聞雑誌類の複写に関する事。
- (4) 地域資料及び新聞雑誌類についての相談サービス、閲覧等に係る研修会、資料展示会等の企画及び実施に関する事。
- (5) 他の図書館等及びこれらに類する施設との地域資料及び新聞雑誌類に係る連絡及び協力に関する事。

(図書課の事務)

第9条 図書課においては、次の事務(情報整備課の主管に属するものを除く。)を分掌する。

- (1) 図書資料の選定及び受入れに関する事。
- (2) 図書資料の登録、分類、装備並びに目録の作成及び整備に関する事。
- (3) 図書資料の修理、整備、製本及び保管に関する事。
- (4) 図書資料に係る情報及び参考資料の収集、整理、紹介及び提供に関する事。
- (5) 図書資料に係る研修会、資料展示会等の企画及び実施に関する事(調査閲覧課及び地域情報課の主管に属するものを除く。)
- (6) その他部内他課の主管に属しない事。

(情報整備課の事務)

第10条 情報整備課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 視聴覚資料及び新聞雑誌類の選定及び受入れに関する事。
- (2) 視聴覚資料及び新聞雑誌類の登録、分類、装備並びに目録の作成及び整備に関する事。
- (3) 視聴覚資料、視聴覚機材及び新聞雑誌類の修理、整備、製本及び保管に関する事。

(4) 視聴覚資料、視聴覚機材及び新聞雑誌類に係る情報及び参考資料の収集、整理、紹介及び提供に関すること。

(5) 新聞雑誌類及び視聴覚資料に係る研修会、資料展示会等の企画及び実施に関すること(調査閲覧課及び地域情報課の主管に属するものを除く。)

第 11 条から第 14 条まで 削除

### 第3章 県立川崎図書館

(部及び課の設置)

第 15 条 神奈川県立川崎図書館に、次の部及び課を置く。

管理課

事業部

科学情報課

産業情報課

資料整備課

(管理課の事務)

第 16 条 管理課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。
- (3) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- (6) 図書館業務の企画、調整及び広報に関すること。
- (7) 電気、機械等の施設の保全に関すること。
- (8) 施設及び設備の整備に関すること。
- (9) 予算の経理に関すること。
- (10) 物品の調達及び処分に関すること。
- (11) その他他課の主管に属しないこと。

第 17 条 削除

(科学情報課の事務)

第 18 条 科学情報課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書館事業の総合的企画、調整及び広報に関すること。
- (2) 市町村立の図書館等に対する指導、助言、連絡調整等に関すること。
- (3) 他の図書館等との連絡及び協力(他課の主管に属するものを除く。)並びに図書資料及び視聴覚資料の相互利用に関すること。
- (4) 電子計算組織の運営及び利用の調整に関すること。
- (5) 自然科学及び産業技術に関する図書資料及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をい

う。)(以下これらを「科学技術資料」という。)の館内利用及び館外貸出しに関すること。

- (6) 科学技術資料に係る調査研究及び相談に関すること。
- (7) 科学技術資料の複写に関すること。
- (8) 科学技術資料に係る研修会、資料展示会等の企画及び実施に関すること。
- (9) 県内の試験研究機関、大学及びこれらに類する施設との科学技術資料の相互利用に関すること。
- (10) その他部内他課の主管に属しないこと。

(産業情報課の事務)

第 19 条 産業情報課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 図書資料のうち、特許関連、規格、会社史関連、ビジネス支援その他これらに類する資料並びに自然科学及び産業技術に関する分野の視聴覚資料その他これらに類する資料(以下「産業資料」という。)の館内利用及び館外貸出しに関すること。
- (2) 産業資料の調査研究及び相談に関すること。
- (3) 産業資料の複写に関すること。
- (4) 産業資料に係る研修会、資料展示会等の企画及び実施に関すること。
- (5) 県内の企業、団体、大学等の資料室等との連絡及び協力並びに研究及び研修に関すること。

第 20 条 削除

(資料整備課の事務)

第 21 条 資料整備課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 科学技術資料及び産業資料の選定、受入れ及び導入に関すること。
- (2) 科学技術資料及び産業資料の登録、分類、装備並びに目録の作成及び整備に関すること。
- (3) 科学技術資料及び産業資料の修理、整備、製本及び保管に関すること。
- (4) 研修会、資料展示会等の企画及び実施に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

第 22 条 削除

第4章 雑則

(細部組織)

第 22 条の2 神奈川県立図書館長及び神奈川県立川崎図書館長は、必要と認めるときは、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て、班、駐在事務所その他の特別の組織を設けることができる。

(実施細目)

第 23 条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県立図書館組織規則(昭和 47 年神奈川県教育委員会規則第 13 号)は、廃止する。
  - 附 則(昭和 60 年 3 月 30 日教育委員会規則第 7 号)  
この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 2 年 3 月 31 日教育委員会規則第 8 号)  
この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 2 年 9 月 21 日教育委員会規則第 16 号)  
この規則は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 5 年 10 月 19 日教育委員会規則第 10 号)  
この規則は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 7 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号)  
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 10 年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号)  
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 13 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号)  
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 17 年 3 月 29 日教育委員会規則第 19 号)  
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 18 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号)  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 22 年 3 月 30 日教育委員会規則第 11 号)  
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。